堺市公報 第275号

令和5年7月28日発行

*** 堺市公報

発行

堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○土壌汚染対策法第11条第2項に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除に	
ついて	
【環境局環境保全部環境対策課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
○堺市及び泉大津市におけるはしご付消防自動車の共同運用に係る連携協約	
【消防局総務部総務課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
<公告>	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
○マンションの建替え等の円滑化に関する法律第9条第1項の規定に基づくマンシ	
ョン建替組合の設立認可について	
【建築都市局住宅部住宅施策推進課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12
○マンションの建替え等の円滑化に関する法律第14条第1項の図書の縦覧について	
【建築都市局住宅部住宅施策推進課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13
○建築基準法第76条の3第4項において準用する同法第73条第2項の規定に基づく	
公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定につい	
T	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
<農業委員会告示>	
○農業委員会総会の招集について	

堺市公報 第275号	
------------	--

令和5年7月28日

告示

堺市告示第304号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項に基づき、平成29年堺市告示第258号により指定した区域の指定の一部を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年7月28日

堺市長 永 藤 英 機

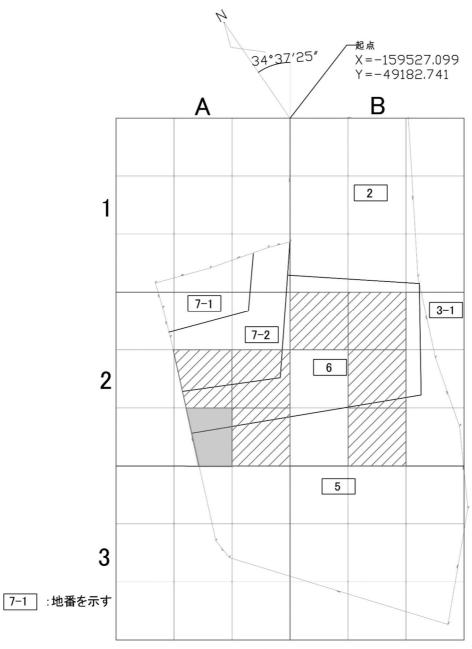
- 1 指定解除する形質変更時要届出区域 堺市堺区石津北町5番、6番及び7番2の各々の一部(別紙図面参照)
- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

(別紙)

形質変更時要届出区域



堺市堺区石津北町

【地点番号の設定】

_		Α	
	1	2	3
1	4	5	6
ľ	7	8	9

:形質変更時要届出区域

:形質変更時要届出区域が解除された区画

() :A1-9とする

堺市告示第305号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項の規定に基づき、堺市及 び泉大津市におけるはしご付消防自動車の共同運用に係る連携協約を締結したので、同条 第2項の規定により、別紙のとおり告示する。

令和5年7月28日

堺市長 永 藤 英 機

別紙

堺市及び泉大津市におけるはしご付消防自動車の 共同運用に係る連携協約

堺市及び泉大津市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項の規定に 基づき、次のとおりはしご付消防自動車の共同運用に係る連携協約を締結する。

(目的)

第1条 この連携協約は、堺市及び泉大津市が相互に連携し、消防力の向上を図るととも に効率的な行政運営を促進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 堺市及び泉大津市は、前条に規定する目的を達成するため、はしご付消防自動車 の共同運用に係る取組について役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

(連携する取組及び役割分担)

第3条 堺市及び泉大津市が相互に連携して実施する取組及び役割分担については、別表のとおりとする。

(経費負担)

- 第4条 堺市及び泉大津市が負担する額その他負担金に関して必要な事項は、堺市及び泉 大津市が協議して定めるものとする。
- 2 前項の規定により泉大津市が負担するものとして定めた額は、泉大津市から堺市へ納付するものとし、各年度における堺市の決算の結果、泉大津市の納付した額に過不足が生じたときは、堺市及び泉大津市が協議の上、負担金の調整を行うものとする。

(連絡会議)

第5条 堺市及び泉大津市は、この連携協約の推進に係る連絡調整を図るため、定期的に 連絡会議を開催するものとする。

(連携協約の効力)

第6条 この連携協約は、令和6年4月1日から効力を有するものとする。

(補則)

第7条 この連携協約に定めるもののほか、この連携協約に関し必要な事項は、堺市及び 泉大津市が協議して定めるものとする。

別表 (第3条関係)

取組	堺市の役割分担	泉大津市の役割分担
----	---------	-----------

40メートル級はしご付消防 自動車の運用に関する取組 泉大津市からの要請に基づき、堺市が中心となって40メートル級はしご付消防自動車の運用に取り組む。

堺市が有する40メートル級はしご付消防自動車の運用 (車両整備及び維持管理を除く。)に連携して取り組む。

公 告

堺市公告第488号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び南区役所総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和5年7月28日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーオートバックス泉北原山台店・ダイレックス泉北原山台店 堺市南区原山台五丁456番63 ほか
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 株式会社オートバックスセブン 代表取締役 堀井 勇吾 東京都江東区豊洲五丁目 6 番52号 ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) スーパーオートバックス泉北原山台店

(変更後) スーパーオートバックス泉北原山台店・ダイレックス泉北原山台店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社オートバックスセブン

代表者 代表取締役 堀井 勇吾

所在地 東京都江東区豊洲五丁目6番52号

(変更後) 名 称 株式会社オートバックスセブン

代表者 代表取締役 堀井 勇吾

所在地 東京都江東区豊洲五丁目6番52号

名 称 ダイレックス株式会社

代表者 代表取締役 多田 高志

所在地 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 4 変更年月日 令和6年3月8日(予定)
- 5 届出年月日令和5年7月7日

堺市公告第489号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び南区役所総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和5年7月28日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーオートバックス泉北原山台店・ダイレックス泉北原山台店 堺市南区原山台五丁456番63 ほか
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 株式会社オートバックスセブン 代表取締役 堀井 勇吾 東京都江東区豊洲五丁目6番52号 ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (変更前) 1,517㎡(変更後) 2,499㎡
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

名称	収容台数	駐車場の種類	位置
駐車場	113台	平面駐車場(自走式)	敷地東側
合計	113台		

(変更後)

名称	収容台数	駐車場の種類	位置
駐車場	111台	平面駐車場(自走式)	敷地北東側
合計	111台	※別途、自動二輪車用2台	

(3) 駐輪場の位置及び収容台数 (変更前)

名称	収容台数	位置
駐輪場	29台	建物南側
合計	29台	

(変更後)

名称	収容台数	位置
駐輪場	205台	ダイレックス棟北側及び西側
合計	205台	

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

名称	面積	位置
荷さばき施設	45. 5 m²	建物北側
合計	45. 5 m²	

(変更後)

名称	面積	位置
荷さばき施設①	45. 5 m²	オートバックス棟北側
荷さばき施設②	32. 0 m²	ダイレックス棟西側
合計	77. 5 m²	

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

名称	容量	位置
廃棄物等保管施設	8. 35 m³	建物北側
合計	8. 35 m³	

(変更後)

名称	容量	位置
----	----	----

廃棄物等保管施設①	8. 35 m³	オートバックス棟北側
廃棄物等保管施設②	5. 11 m ³	ダイレックス棟西側
合計	13. 46 m³	

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社トータルエース	10時00分	21時00分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社トータルエース	10時00分	21時00分
ダイレックス株式会社	9 時00分	22時00分

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

名称	駐車場利用可能時間帯
駐車場	9 時30分~21時30分

(変更後)

名称	駐車場利用可能時間帯
駐車場	8時30分~22時30分

(8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前)

名称	荷さばき作業可能時間帯
荷さばき施設	9 時00分~21時00分

(変更後)

名称	荷さばき作業可能時間帯
''''	

荷さばき施設①	6 時00分~21時00分
荷さばき施設②	

4 変更年月日令和6年3月8日

5 届出年月日令和5年7月7日

堺市公告第490号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第9条第1項の規定に基づき、次のマンション建替組合の設立を認可したので、同法第14条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月28日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 組合の名称
 - 下野池第2住宅マンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名称

下野池第2住宅

(2) 敷地の区域

堺市北区長曽根町545番33及び545番34

- 3 施行再建マンションの敷地の区域 堺市北区長曽根町545番33の一部
- 4 事業施行期間 組合設立の日から令和9年11月まで
- 5 事務所の所在地 堺市北区長曽根町545番地
- 6 設立認可の年月日

令和5年7月14日

7 事業年度

毎年7月1日から翌年6月30日まで

8 公告の方法

組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

9 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和5年8月26日

堺市公告第491号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第14条第1項の図書を、同条第3項の規定に基づき、同法第38条第6項又は第81条の公告の日まで公衆の縦覧に供するので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令(平成14年政令第367号)第2条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月28日

堺市長 永 藤 英 機

1 縦覧の図書

下野池第2住宅マンション建替事業の施行マンションの名称等を表示する図書

2 縦覧の場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館14階 堺市建築都市局住宅部住宅施策推進課

3 縦覧の時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで ただし、堺市の休日に関する条例(平成2年条例第20号)第2条第1項に規定する休日を除く。

堺市公告第492号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第76条の3第4項において準用する同法第73条第1項の規定に基づき建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告するとともに、同条第3項の規定により、次の建築協定に係る建築協定書を縦覧に供する。

令和5年7月28日

堺市長 永 藤 英 機

1 建築協定の名称 深井中町地区建築協定

(堺市中区深井中町493番1ほか)

2 認定年月日・番号 令和5年7月18日

堺建安第H-1号

3 縦覧場所 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館13階

建築都市局開発調整部建築安全課

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第111号

堺市水道事業給水条例(昭和33年条例第13号)第13条第1項の規定に基づき指定 給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程(平成10年水道 局管理規程第6号)第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月28日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

指 定 番 号 第1535号

 事業者の名称 合同会社玉尾住建

事業者の住所 堺市堺区甲斐町東5丁1番10-101号

代表者の職氏名 代表社員 玉尾 嘉基

事業所の名称 合同会社玉尾住建

事業所の所在地 堺市堺区甲斐町東5丁1番10-101号

指 定 番 号 第1536号

指定年月日 令和5年7月10日

指定期間の末日 令和10年7月9日

事業者の名称 株式会社IDEAL

事業者の住所 大阪市都島区高倉町1丁目11番19号 樋口ハイツ301号

代表者の職氏名 代表取締役 笹木 直樹

事業所の名称 株式会社IDEAL

事業所の所在地 大阪市都島区高倉町1丁目11番19号 樋口ハイツ301号

指 定 番 号 第1537号

指定年月日 令和5年7月10日

指定期間の末日 令和10年7月9日

事業者の名称 株式会社潤

事業者の住所 岸和田市極楽寺町2丁目3番22号

代表者の職氏名 代表取締役 潤 洋平

事業所の名称 株式会社潤

事業所の所在地 岸和田市極楽寺町2丁目3番22号

指 定 番 号 第1538号

指定年月日 令和5年7月10日

指定期間の末日 令和10年7月9日

事業者の名称 井上 浩二

事業者の住所 大阪市平野区長吉長原西2丁目10番24号

事業所の名称 トータルサポート

事業所の所在地 大阪市平野区瓜破東8丁目4番14-3号

指 定 番 号 第1539号

指定年月日 令和5年7月10日

指定期間の末日 令和10年7月9日

事業者の名称 株式会社リメイクカンパニー

事業者の住所 大阪市中央区谷町9丁目2番12号 ホワイトハウス谷町203号室

代表者の職氏名 代表取締役 玉手 宏蔵

事業所の名称 株式会社リメイクカンパニー

事業所の所在地 大阪市中央区谷町9丁目2番12号 ホワイトハウス谷町203号室

指 定 番 号 第1540号

指定年月日 令和5年7月10日

指定期間の末日 令和10年7月9日

事業者の名称 中村 光佑

事業者の住所 堺市中区平井238番地11

事業所の名称 ユウセイ建設

事業所の所在地 堺市中区平井238番地11

指 定 番 号 第1541号

指定年月日 令和5年7月10日

指定期間の末日 令和10年7月9日

事業者の名称 株式会社幸設備

事業者の住所 岸和田市春木宮川町6番4号

代表者の職氏名 代表取締役 奈良 幸徳

事業所の名称 株式会社幸設備

事業所の所在地 岸和田市上野町東29-3

堺市下水道条例(昭和37年条例第6号)第5条の3第1項の規定に基づき市指定排水 設備工事業者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月28日

堺市上下水道局公告第112号

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

指 定 番 号 第1787号

 事業者の名称 株式会社潤

事業者の住所 岸和田市極楽寺町2丁目3番22号

代表者の職氏名 代表取締役 潤 洋平

営業所の名称 株式会社潤

営業所の所在地 岸和田市極楽寺町2丁目3番22号

指 定 番 号 第1788号

指定年月日 令和5年7月10日

指定期間の末日 令和9年11月30日

事業者の名称 有限会社シバノ設備

事業者の住所 茨木市真砂1丁目15番9号

代表者の職氏名 取締役 芝野 多加志

営業所の名称 有限会社シバノ設備

営業所の所在地 茨木市真砂2丁目10-10 No. 7

指 定 番 号 第1789号

指定年月日 令和5年7月10日

指定期間の末日 令和9年11月30日

事業者の名称 有限会社谷管工

事業者の住所 守口市東光町3丁目9番13号

代表者の職氏名 取締役 谷 浩一

営業所の名称 有限会社谷管工

営業所の所在地 守口市東光町3丁目9番13号

指 定 番 号 第1790号

指定年月日 令和5年7月10日

指定期間の末日 令和9年11月30日

事業者の名称 株式会社幸設備

事業者の住所 岸和田市春木宮川町6番4号

代表者の職氏名 代表取締役 奈良 幸徳

営業所の名称 株式会社幸設備

営業所の所在地 岸和田市上野町東29-3

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第8号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則(昭和38年農業委員会 規則第3号)第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年7月28日

堺市農業委員会 会長 北 尻 芳 孝

[日時]

令和5年8月3日(木)午後1時30分

「場所〕

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法(昭和27年法律第229号)第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他